

議案第10号

佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和 3年 3月 1日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、佐賀県市町総合事務組合の事務所の移転新築及び会館名称の変更に伴い、同組合同規約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成 19 年佐賀県指令 18 市町村第 010014 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 10 号中「自治会館」を「佐賀県市町会館」に改め、第 4 条中「佐賀市城内一丁目 5 番 14 号」を「佐賀市堀川町 1 番 1 号」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

佐賀縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約 新旧対照表

現 行	変 更 案
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>自治会館</u>の設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>佐賀市城内一丁目5番14号</u>に置く。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>佐賀縣市町会館</u>の設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>佐賀市堀川町1番1号</u>に置く。</p>